

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	花王株式会社			コード	4452				
提出日	2025/2/19	異動（予定）日		2025/3/21					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。								
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	篠辺修	社外取締役	○										△				有
2	桜井恵理子	社外取締役	○										△				有
3	西井孝明	社外取締役	○										△			訂正・変更	有
4	高島 誠	社外取締役	○										△				有
5	サラ・カサノバ	社外取締役	○												○	新任	有
6	岡 伸浩	社外監査役	○										○				有
7	新井 佐恵子	社外監査役	○											○			有
8	内藤 順也	社外監査役	○											○		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	
1	篠辺修氏は、全日本空輸株式会社の業務執行に携わっておりましたが、2017年4月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社は航空会社として公共交通サービスを提供しており、同社グループは花王グループのサプライヤーを利用する定常的な取引等がありますが、直前事業年度に対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。また、同社グループに対して花王グループの製品を販売する取引及び当社が主催する研修にあります。直前事業年度における同社グループの連結売上高であります。同社は公益財団法人日本国際問題研究所の業務執行には携わっておりません。当社は同研究所に会費を支払っておりますが、直前事業年度における同研究所の経常収益及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
2	桜井恵理子氏は、ダウ・ケミカル日本株式会社の業務執行に携わっておりましたが、2022年7月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社は米国の化学メーカーの日本法人として各種化学製品の製造・輸入販売及び技術サービスの提供をしており、同社が属するグループと花王グループとの間には、原材料購入関係等の取引がありますが、直前事業年度における同社グループの連結売上高であります。同社が属するグループと花王グループとの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
3	西井孝明氏は、味の素株式会社の業務執行に携わっておりましたが、2022年6月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社グループではアミノ酸を原料とした事業を開拓しており、同社グループと花王グループとの間には原材料購入関係等がありますが、直前事業年度における同社グループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.5%未満であります。花王グループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
4	高島誠氏は、株式会社三井住友銀行の業務執行に携わっておりましたが、2023年4月以降は同行の業務執行には携わっておりません。同行グループと花王グループとの間には、法人用クレジットカード利用等の取引がありますが、直前事業年度における同行グループの連結経常収益及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。また、同行グループと花王グループとの間には定常的な銀行取引及び同行からの借り入れがありますが、直前事業年度末時点における花王グループの同行グループからの借入額は花王グループの連結資産合計の1.5%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
5	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
6	岡伸浩氏は、慶應義塾大学の業務執行に携わっております。同大学と花王グループには共同研究及び研究指導等に関する取引がありますが、直前事業年度における同大学の教育費収入及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
7	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
8	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。

4. 補足説明

「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトにて公開しています。
(www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/policies/pdf/governance_002.pdf)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであります。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。